

町税が平成29年5月より コンビニ、郵便局で納付できます

コンビニ納付が始まります

これまで下記の町税は役場か指定された金融機関のみで納付できましたが、平成29年5月からは、コンビニエンスストアや郵便局でも納付できるようになります。

コンビニで納付する場合は納期限内であれば、土日や祝日、夜間でも納付することができます。併せて郵便局での納付も可能になりましたので、ぜひご利用ください。なお、手数料はかかりません。



◆5月から発行される納付書が対象です

コンビニ納付できる税や取扱場所は下記のとおりです。

※平成29年5月から発行される納付書が対象です。過去に発行された納付書はコンビニ納付できません。

コンビニ納付ができる税	町民税・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
コンビニ納付ができる取扱場所 ※取扱場所は納付書裏面に掲載しています。	▷町内コンビニエンスストア サークルK、サンクス、ローソン ▷町外コンビニエンスストア（50音順） くらしハウス、コミュニティ・ストア、ハマナスクラブ、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、MMK 設置店（※）、ローソンスストア
その他の納付取扱場所 ※引き続きご利用できます。	▷鶴田町役場税務会計課 ▷金融機関 青森銀行（本・支店）、みちのく銀行（本・支店）、青い森信用金庫（本・支店）、つがるにしきた農業協同組合（鶴翔支店） ▷ゆうちょ銀行、郵便局（東北6県内に限る）

※MMK設置店：MMK端末（公共料金収納端末）が設置され、店頭において『公共料金収納取扱窓口』の表示のある店舗

◆納付書が新しく変わります

コンビニや郵便局で納付できる町・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納付書が新しくなります。これまでは、納税や納付をお知らせする「通知書」と金融機関等で払い込むために必要な「納付書」を1冊の冊子にして送付していましたが、平成29年5月からは、冊子になった通知書と、期別ごとに1枚1枚分かれている納付書を同封して送付します。納付書にはコンビニ納付用のバーコードが印字されています。

◆納付方法について

コンビニ納付用のバーコードが印字されている納付書を、コンビニエンスストアのレジにお持ちになって納付してください。

※納付書に記載されている期別と納期限を確認し、納める納期の分だけレジへお出してください。

※領収印の押してある領収証書とコンビニのレジで発行されたレシートは納付を証明する重要な書類ですので、必ず受け取り、一緒に保管してください。

◆コンビニで取り扱いできない納付書

- 納付書1枚当たりの金額が30万円を超えるもの
- コンビニ取扱期限が過ぎたもの
- バーコードが印字されていないもの
- 破損、汚損によりバーコード読み取りができないもの
- 平成29年5月以前に発行したもの
- コンビニ納付対象外の納付書

■コンビニ納付に関する問い合わせ先：税務会計課 税務相談班（内線121、122、125）